

農山漁村 6 次産業化対策事業実施要綱

制定 23 食産第 4049 号
平成 24 年 4 月 20 日
農林水産事務次官依命通知

改正	平成 25 年	2 月 26 日	24 食産第 5339 号
改正	平成 25 年	5 月 16 日	25 食産第 357 号
改正	平成 26 年	2 月 6 日	25 食産第 4144 号
改正	平成 26 年	4 月 1 日	25 食産第 4492 号
改正	平成 27 年	2 月 3 日	26 食産第 3801 号
改正	平成 27 年	4 月 9 日	26 食産第 4354 号
改正	平成 27 年	8 月 20 日	27 食産第 1514 号
改正	平成 28 年	1 月 20 日	27 食産第 4379 号
改正	平成 28 年	4 月 1 日	27 食産第 5496 号
改正	平成 28 年	10 月 11 日	28 食産第 2904 号
改正	平成 29 年	3 月 31 日	28 食産第 5497 号
改正	平成 30 年	3 月 29 日	29 食産第 5463 号
改正	平成 31 年	3 月 29 日	30 食産第 5163 号

第 1 趣旨

世界的な人口増加や経済成長、地球温暖化等の進展により、我が国における食料を含めた各種資源の調達が将来的に不安定化するリスクが高まっている一方で、我が国の農林水産業の活力は著しく低下し、農山漁村地域の維持・存続も危ぶまれている状況にある。

このような状況に対応するためには、農林水産業と 2 次産業・3 次産業とを融合・連携させることにより、農林水産業・農山漁村の有する農林水産物その他の「資源」を食品産業をはじめとする様々な産業と連携して利活用し、新たな付加価値を生み出す地域ビジネスの展開や新産業を創出する「農山漁村の 6 次産業化」を推進することが重要である。

本事業は、この「農山漁村の 6 次産業化」に資する施策を一体的かつ総合的に推進することとする。

第 2 目的

農山漁村の 6 次産業化に向けた取組を推進し、新たな市場・付加価値を創出するとともに、農山漁村地域の雇用の確保と農林漁業者の所得向上を推進することを目的とする。

第 3 事業の種類等

本事業において実施する事業の種類及び内容並びに事業実施主体は、別表 1 に掲げるとおりとする。

第 4 事業の実施

採択基準については、食料産業局長又は生産局長（以下「食料産業局長等」という。）が別に定める。

第 5 事業実施計画

1 事業実施計画の作成及び承認

事業実施主体は、食料産業局長等が別に定めるところにより、事業実施計画を作成し、別表 2 の左欄に掲げる事業実施主体の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる者（以下「事業承認者」という。）に提出して、その承認を受けるものとする。

2 事業実施計画の変更又は中止若しくは廃止

事業実施計画の変更（食料産業局長等が別に定める重要なものに限る。）又は中止若しくは廃止については、1 に準じて行うものとする。

第6 国の助成措置

国は、毎年度、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費について、別に定めるところにより補助するものとする。

第7 報告

事業実施主体は、食料産業局長等が別に定めるところにより、事業実施計画を承認した事業承認者に対し、事業の実施状況等を報告するものとする。

第8 収益納付

- 1 事業実施主体は、食料産業局長等が別に定めるところにより、当該事業の実施に伴う企業化等による収益の状況を報告するものとする。
- 2 国は、1の報告を受けた場合において、当該事業の実施により事業実施主体に相当の収益が生じたと認めるときは、食料産業局長等が別に定めるところにより、交付された補助金の全部又は一部に相当する金額について、事業実施主体に対し、納付を命ずることができるものとする。

第9 その他

- 1 国は、事業実施主体に対し、この事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。
- 2 事業の実施に当たっては、事業の種類、内容等に即して農山漁村の男女共同参画社会の着実な形成を図るために「男女共同参画推進指針」（平成11年11月1日付け11農産第6825号経済局長、統計情報部長、構造改善局長、農産園芸局長、畜産局長、食品流通局長、農林水産技術会議事務局長、食糧庁長官、林野庁長官、水産庁長官通知）に基づく対策の着実な推進に配慮するものとする。
- 3 本事業の実施につき必要な事項は、この要綱に定めるもののほか、食料産業局長等が別に定めるところによるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月20日から施行する。
- 2 農山漁村6次産業化対策事業実施要綱（平成22年4月1日付け21総合第2074号農林水産事務次官依命通知）、小水力等農業水利施設利活用促進事業実施要綱（平成23年4月1日付け22農振2310号農村振興局長通知）及びソフトセルロース利活用技術確立事業実施要綱（平成23年4月1日付け22環第288号農林水産事務次官依命通知）は廃止する。
- 3 2に掲げる通知により平成23年度までに実施した事業については、なお、従前の例による。
- 4 農村振興再生可能エネルギー導入支援事業実施要綱の制定について（平成22年4月1日付け21農振第2499号農林水産事務次官依命通知）による廃止前の低炭素むらづくりモデル支援事業実施要綱（平成21年4月1日付け20農振第2141号）に基づき採択された地区については、本要綱に基づき小水力等農村地域資源利活用促進事業のうち低炭素むらづくりモデル支援事業として採択されたものとみなして、同地区をモデル地区事業として実施することができる。

附 則

この要綱は、平成25年2月26日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年5月16日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成２６年２月６日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成２７年２月３日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成２７年４月９日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成２７年８月２０日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成２８年１月２０日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成２８年１０月１１日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

別表 1 (第 3 関係)

事業の種類	事業の内容	事業実施主体
I 農山漁村 6次産業 化対策事 業		
1 6次産業 化の推進		
(1) 6次産業 化中央サ ポート事 業	1 6次産業化中央サポートセンター事業 6次産業化に取り組む農林漁業者等を全国的な視点で支援するため、6次産業化中央サポートセンターを設置し、民間の専門家の選定、登録、派遣等を行う。 2 外食・中食等における国産食材活用促進事業	1 食料産業局長が別に定める者から公募により選定された団体
(2) 持続可能 な循環資 源活用総 合対策事 業	1 循環資源活用対策事業 (1) 循環資源活用支援事業 ア 地域資源活用展開支援事業 市町村や農林漁業者の組織する団体等が地域循環資源を活用して行う農山漁村の持続可能な発展を目指す取組について、事業計画の策定のサポートや関連事業者とのマッチング、個別相談及び地域循環資源を活用した地域活性化の取組の全国的な普及活動を行う。 イ 事業系食品廃棄物エネルギー利用対策調査事業 事業系食品廃棄物の下水処理場バイオガス化施設へ導入するための事業可能性調査を実施するため、事業系食品廃棄物のエネルギー利用としての適性調査及び課題・対応策の検討等を行う。 2 食品産業環境対策事業 (1) 納品期限の見直し事業 納品期限の見直しに取り組む企業の拡大に向けた検討、調査研究等を行う。 (2) 適正発注の推進事業 販売機会の損失を防ぐための措置と食品ロスに関連性について、ヒアリングを中心とした実態調査を行い、適正在庫等の分析を行う。 (3) フードバンク実態調査事業 フードバンク活動の実態を把握するため、国内のフードバンク団体数の調査及びそれぞれの団体の活動内容、実績等を調査する。 (4) 優良者表彰の開催事業 食品産業の持続可能な発展に向けた優良な取組につ	2 食料産業局長が別に定める者から公募により選定された団体

事業の種類	事業の内容	事業実施主体
2 流通・加工構造の改革	いて表彰を行う。	
(1) 食品流通合理化促進事業		
i 物流業務効率化モデル形成事業		
ア パレット輸送等の取組事業	生産者、流通業者、物流事業者等の関係者が連携した食品等の一貫パレチゼーションの取組を実現するため、パレットの共同利用・管理のためのルール等の策定に向けた検討、調査及び分析、ルール等に基づく仕組みの構築に取り組む際に必要な導入実証等を行う。	3 食料産業局長が別に定める者から公募により選定された団体
イ 青果物流通技術実証等の取組事業	青果物流通の高度化を実現するため、生産者、流通事業者、実需者等が連携し、複数産地や異業種との共同輸送体制や新たな船舶輸送体制の構築等に向けた新たな流通高度化技術・方式、簡素化した出荷規格による新しい流通形態等に取り組む際に必要な導入実証等を行う。	4 生産局長が別に定める者から公募により選定された団体
ウ 花き流通システムの社会実験の取組事業	花き物流の高度化を実現するため、複数の産地、流通業者、小売業者等の幅広い関係者が参画し、産地から集荷拠点・市場・小売店等までの輸送、保管及び荷役を共同で行う共同出荷輸送等の物流システム転換に向けた社会実験を行う。	5 生産局長が別に定める者から公募により選定された団体
ii 輸出拠点・流通新技術導入モデル形成事業	1 調査・実証事業 生産者と消費者双方がメリットを受けられる流通構造を確立するため、流通業者等による卸売市場の輸出拠点化や市場間におけるICTを活用した新たな流通技術の整備に必要な調査・実証を行う。 2 設備・機器リース導入事業 生産者と消費者双方がメリットを受けられる流通構造を確立するため、流通業者等による卸売市場の輸出拠点化や市場間におけるICTを活用した新たな流通技術の整備に必要な設備・機器のリースによる導入を行う。	6 食料産業局長が別に定める者から公募により選定された団体
(2) 食品の品質・安全管理サポート事業	HACCPに沿った衛生管理の制度化に対応し、HACCPに沿った衛生管理やCSRのマネジメントの体制構築のため、危害要因データ収集・提供や食品等事業者の人材育成、適切に指導できる人材養成のための研修会の開催等	7 食料産業局長が別に定める者から公募により選定された団体

事業の種類	事業の内容	事業実施主体
(3) 食品産業イノベーション推進事業	を行う。また、制度化に対応した、最新の知見を取り入れ、食品・業態に即したHACCP手引書の作成を行う。 1 モデル実証事業 (1) 革新的技術活用実証事業 人手不足の解消や生産コスト低減、経営管理能力向上のためのロボット、AI、IoT技術の導入等による生産効率向上など、革新的であり、かつ新規性のある技術の活用実証を支援する。 (2) 業種別業務最適化実証事業 専門家の工場診断や改善指導による生産性向上などを通して、業務の最適化や人材育成を図る取組を支援する。 (3) 審査委員会及び評価委員会の開催並びにモデル実証事業の運営・管理 (1) 及び(2)の事業について、事業実施主体の公募に係る審査等を行う審査委員会及び事業評価等を行う評価委員会の開催、事業実施主体を選定するための公募、採択、補助金の交付、事業の進捗管理等を行う。 2 先進・優良事例等の調査 ロボット、AI、IoT等の新たな技術を活用して生産性向上を図る取組、原材料・資材等の共同調達・輸送・保管等により生産性向上を図る取組等の先進・優良事例調査等を行う。 3 研修会等の開催 1による実証結果及び2による先進・優良事例の調査結果等も活用し、食品事業者の生産性向上に対する意識改革を目的とした研修会等の開催や業界内で普及する取組を行う。	8 食料産業局長が別に定める者から公募により選定された団体
II 農山漁村6次産業化対策地方公共団体事業 1 6次産業化の推進 (1) 6次産業化都道府県サポート事業	1 関係機関との連携を確保したサポート機関事業 都道府県段階に6次産業化プランナーを配置し、関係機関と連携の下で行う6次産業化等に取り組む農林漁業者等に対する支援体制の整備を行う。	12 都道府県

別表 2 (第 5 関係)

農山漁村 6 次産業化対策事業に係る事業承認者

事業実施主体の区分		事業承認者
I 農山漁村 6 次産業化対策事業		
6 次産業化中央サポート事業の事業実施主体		食料産業局長
持続可能な循環資源活用総合対策事業の事業実施主体		食料産業局長
食品流通合理化促進事業のうち物流業務効率化モデル形成事業のうちパレット輸送等の取組事業の事業実施主体		食料産業局長
食品流通合理化促進事業のうち物流業務効率化モデル形成事業のうち青果物流通技術実証等の取組事業の事業実施主体		
	北海道に所在する事業実施主体	生産局長
	沖縄県に所在する事業実施主体	内閣府沖縄総合事務局長
	その他の都府県に所在する事業実施主体	地方農政局長
食品流通合理化促進事業のうち物流業務効率化モデル形成事業のうち花き流通システムの社会実験の取組事業の事業実施主体		生産局長
食品流通合理化促進事業のうち輸出拠点・流通新技術導入モデル形成事業の事業実施主体		食料産業局長
食品の品質・安全管理サポート事業の事業実施主体		食料産業局長
食品産業イノベーション推進事業の事業実施主体		食料産業局長
II 農山漁村 6 次産業化対策地方公共団体事業		
6 次産業化都道府県サポート事業の事業実施主体		
	地方農政局の管轄区域内（注）に所在する都府県	地方農政局長
	北海道	北海道農政事務所長
	沖縄県	内閣府沖縄総合事務局長

(注) 地方農政局の管轄区域は、農林水産省組織令第91条に定める管轄区域である。